

【尼崎市が屋外広告物の実態調査を行います。】

屋外広告物とは、常時または一定の期間継続し、屋外で、公衆に表示されるもので、

看板、はり紙、広告板など建物や工作物等に設置されたものをいいます。

店舗などで表示されている屋外広告物で、一定の規模を超えるものについては市へ許可申請が必要な場合があります。

また、特に高い場所に設置されていたり、大規模な広告物は、劣化や破損によって落下や倒壊が起こると大事故につながる可能性もあるため、適切に管理される必要があります。

市内に設置されている屋外広告物の状況等を確認するため、尼崎市では、9月から12月までの間で実態調査を行います。

今年度は、山手幹線沿いを対象とします。

期間中は市の委託事業者が看板等の現状確認を行いますので、どうかご協力をお願いいたします。